

廃墟と軍用道路

——宮本百合子『播州平野』における被害と加害の重層性——

池田啓悟

はじめに

一九四五年八月十五日、宮本百合子は疎開先の福島県郡山市にいた。六月に網走刑務所に移送された夫・宮本顕治にあわせ、北海道に渡ろうとしていたが、かなわぬうちに終戦をむかえることになった。戦争がおわっても簡単に渡道できるような状況ではなく、そうこうするうちに、顕治の母から、広島で顕治の弟、達治が消息を絶つたという知らせが届く。百合子はただちに顕治の実家である山口を目指し、敗戦後の日本を旅することになる。このときの体験をもとに描かれた「播州平野」は、宮本百合子の戦後第一作として『新日本文学』創刊号（一九四六年三月）に第一節が発表された。敗戦直後の日本を描いたこの作品は、歴史の一ページを記録したという評価自体はおおよそ共通するものの、そこで描かれたものをどのように位置づけるか

は時期やどの立場に立つかによって揺れているようだ。例えば二〇〇六年に書かれた羽矢みずきの『播州平野』論——表象としての〈朝鮮人〉⁽¹⁾は、これまでの研究が「解放に喜ぶ朝鮮人と、アメリカの占領下で抑圧される日本人という、敗戦によって逆転した構図が作品世界の中に捉えられてきた」とした上で、この構図を朝鮮人表象の点から再検討しているのだが、しかしかつての研究が問題としていたのは、そもそもこの作品にアメリカによる占領が描かれていない、ということだった。例えば一九六八年に伊豆利彦は次のように書いている。

百合子はまたアメリカおよびアメリカ人については（略）極力ふれることを避けている。当時は日本共産党も占領軍を解放軍として歓迎したのだし、（略）アメリカ人の明るさや、その民主主義を賛美するのが一般的風潮だったのだから、百合子の態度はこのような傾向に対する批判もしくは

は抵抗を示すものであったかも知れない。しかし諸都市を爆撃したのも原爆を落としたのもアメリカだが、重吉たちを解放したのも占領軍である。占領軍や占領政策にふれずに「風知草」や「播州平野」の主題を展開することは不自然であった。またそれは敗戦日本の現実、敗戦と解放の矛盾を含んだ関係をリアリティックに追及することを不可能にした。

さらにアメリカによる占領と解放という矛盾から目をそむけた結果、「重吉たち共産主義者はその正しさのためにひとりてに解放されたかのような印象をあたえ」、「自力で解放を実現し得なかった日本国民の問題」や「共産主義者がどうして敗北せねばならなかったかについての自己検討」もまたなされることになった、としている。³似たような批判は他にもみられ、『播州平野』にアメリカの占領が見られないとする読み方は広く見られたようだ。

一方これとまったく逆の評価も存在した。宮本顕治は「走り回っているジープの点景は、客観的には水害に悩む人民の困苦に対照的な皮肉をもって浮かんでくる。あのひそかな歌声は、日本が外国の植民地とされるといふ戦後の最も本質的な問題への大衆の鋭い予感に作家が形象をあたえたことを意味する」とし、津田孝は「『播州平野』の描写で注目されることの一つは、戦後の日本がアメリカ占領下におかれた従属国的な現実が、抑

制された表現で鋭くとらえられていることである。アメリカ占領者の厳しい検閲のもとで、原爆のもたらした惨害についても作者はさりげなく描きこんでいる」としている。⁶

同じ作品をめぐるこうした相反する評価に目を止めるなら、羽矢の指摘した構図のもう一方、「アメリカの占領下で抑圧される日本人」というとらえ方もまた再検討される必要がある。

津田の「抑制された表現」「さりげなく」といった言葉に端的にあらわれているように、『播州平野』の中で、アメリカによる占領を思わせる箇所というのは、決して前景化されていると言えないだろう。これをもつて占領という事実が十分に描かれていないとするか、厳しい検閲の中でぎりぎりのところを描いているとするのかは解釈の問題となる。これはこれで重要ではあるが、これらの論はアメリカの占領を描くべきであるという前提に立ち、作品がそれをどこまで描いているのかを讀んできたように思える。本論ではいったんその前提をはずし、そもそも「播州平野」はいったい何を描こうとした作品なのか、ということを考えてみたい。

一 〈被害〉の発見

島村輝は、「播州平野」を〈戦後〉の時点から〈戦争〉を発見する文学だと指摘し、さらに物語内容だけではなく、その「書法」においても〈戦争〉と〈ファシズム〉の刻印がみられる

という。⁽⁷⁾では、島村の言う「播州平野」が発見した〈戦争〉とは何であったか、氏の分析をもう少し追ってみよう。「播州平野」では、主人公であり視点人物でもあるひろ子の移動に伴って戦後の混乱が次々と展開される。

敗戦直後の虚脱状態を脱した庶民たちの、こうしたふるまいは、それまで戦争によって押し隠されていた、人々の生活に対するエゴイズムを剥き出しにした。このようなエゴイズムや、そこから起こった混乱状態は、逆説的に、それまで〈戦争〉が何をどのように押さえつけ、隠蔽していたのかということ明らかに示すことになる。

つまり、戦後の激しい混乱やエゴイズムの噴出は、それを押さえつけるためにいかに強力な〈力〉が働いていたかをあらわしている、ということだろう。その上で島村は、「このような〈戦後〉的情景の発見のひとつひとつに、〈語り〉の言葉による評価が伴われている」ことを問題視する。

このような視点人物個人の感覚が評価の軸となるとき、〈語り〉がとらえた〈戦後〉的情景は、ひろ子の感性によって一義的に評価されて、読み手にとつての解釈の余地を狭めたり、ある時は矛盾をもたらしたりするように働く。(略) 読者がここに描かれた〈戦後〉の混乱状況の中に、抑圧か

ら解放されたエネルギーを読み取る余地は狭められ、ひろ子の感覚に一体化した〈語り〉の評価によって、むしろ戦争末期の、全員一致的な精神状態が高く評価される方向に、読みが一元化されていくことになるのである。(略) そのような方法が、読者の関与的な読みを限定する危険性をもつたものであることは、指摘しておくべきであろう。

島村は戦後の混乱からそれを抑圧していた力の存在を読み取り、その力の働いている状態を〈戦争〉と呼んだ。この観点からすると、「戦争末期の、全員一致的な精神状態」とはエゴイズムを押さえつけた〈力〉の働きによってもたらされたものであり、そのような精神状態を肯定することはそれを生み出した〈力〉をも肯定するに等しく、それを矛盾であるとしたのだろう。氏はこのように読みが誘導される「危険性」を指摘し、視点人物と一体化した「〈語り〉」の評価から距離を取るのだが、本論ではあえてその「危険性」にもう少しつきあってみよう。この〈語り〉および作品は我々をどこに連れて行くこうとしているのか、言葉を変えるなら島村が〈戦争〉と呼んだものを、作品自体はどのように評価し、位置づけ、描いているかをまずは見極めたい。

そこで注目したいのは、この作品が戦争の被害をどのように描いているか、ということである。島村にならうというなら、「播州平野」は「戦争の被害」を発見していく物語でもある。ひろ

子は、疎開先の福島で、夫である重吉の弟直治が広島で消息を絶ったという手紙を受け取り、重吉の実家のある山口へと向かう。その旅路で出会うのが、島村の指摘する戦後の混乱と延々と続く廃墟である。

汽車はいま、どの辺を走っているのだろう。ハンカチーフでうたたねから醒めた顔をふきながら、遠くまでゆく旅行者らしい視線で、ひろ子は窓外を見た。が、そこにある眺めには、地方色もなければ、生活らしい生活の動きもなかった。列車は丁度かなり大きい駅の出はずれを走っていて、左右とも市街の廃墟ばかりであった。平たく、ただ一面残暑の日光にさらされている廃墟は、云いようもなく単調で、どんなに決定的な破壊の力がここに働いたかということを印象づけるのであった。列車はじきその風景をつきぬけ、こんどは、まるで無傷な自然と云う風な九月の東海道の、濃い緑の中に突入してゆくのである。(六章)

これまた島村にならって言うなら、「生活らしい生活の動きもな」と見るのはひろ子と一体化した(語り)の評価であるといえるかもしれない。汽車で通過するだけの旅行者にはそう見えたとしても、戦後の混乱の中に抑圧から解放されたエネルギーを見たように、足を止めてみてみれば、廃墟の中にも復興しようとする生活の芽吹きを見ることは可能だったかもしれない

いからだ。そこに注意は必要だが、作品がまず描こうとしたのは日本中に加えられた「決定的な破壊の力」であったということとはできる。

「播州平野」の描く戦争の被害、それはひとつには空襲による直接的な破壊である。北田幸恵が指摘したように、作中で八月十五日は前日までの空襲・爆撃・サイレンなどの喧騒との対比で描かれており、戦争の終わりは空襲の恐怖からの解放でもあった。

ところで、戦争の被害をこうした空襲による破壊としてとらえた場合、気になるのは、作中ではこうした「決定的な破壊の力」を直接振るつた存在に目が向くことがほとんどないということである。日本中で空襲による「被害」を確認しながら、直接空爆を行ったアメリカを、そうした「被害」をもたらしただけとして、つまり「加害者」としてとらえるような視点がほとんどない。このことが、先に見たようなこの作品にはアメリカによる占領が描かれていないという批判を招いたのだろう。占領そのものがまったく書かれていないわけではない、しかし少なくとも占領軍を抑圧者や破壊者としてみるようなまなざしはこの作品はもっていない。これまでの研究は、一方は占領や占領軍のもたらしただけ被害が描かれていることをもって、他方はしかしそうした被害を非難するまなざしがないことをもって作品を評価していた、そういうことが言えるのではないだろうか。もちろんこれは、占領下であるために書くことができなかつ

たという考え方もできるだろう。だがそれだけではなく、この作品が戦争の「被害を描くこと」によって告発しようとする「加害者」はアメリカとは別にいたと考えることができるのではないか。例えば次の場面をみてみよう。

半年ぶりで富井の家の電燈も煌々とついて、昔ながらのすすけた太い柱や板の間をくまなく輝かせるようになった。

(略) 久しぶりの明るさは、わが家の在り古した隅々を目新しく生き返らせたが、同時に、その明るさは、幾百万の家々で、もう決して還って来ることのない一員が在ること、どんなにくつきりと、炬ばたの座に照らし出したことだろう。強い光がパツと板の間を走ったとき、ひろ子はよろこびとともにそのことを思いやつて鋭い悲哀を感じた。

夜の明るさが、政府放送のたよりなさと拙劣さとを、ひとしおしみじみと感じさせるような雰囲気の中に鈴木貴太郎内閣が退陣した。そして東久邇の内閣が代った。(一章)

八月十五日を過ぎてもしばらくは実感がわかず、消されたままだった電燈がついにともされた。この明かりは空襲の恐怖からの解放、戦争の終結を実感させるものであり、同時にその明かりが家族の中の不在、すなわち戦争によって奪われたものの存在を照らし出す。廃墟とともに、奪われた人々の存在もまたこの作品が強調する戦争の被害である。そして戦争の被害を照

らし出した夜の明かりが、「政府放送のたよりなさと拙劣さ」をも浮かび上がらせる、作品はそのように描かれている。そしてこれこそが、この作品の描き出そうとする被害と加害の関係なのである。このことを確認するために、作品の描くもうひとつの被害についてみてみよう。

戦争の災禍は、この「後家町」で石田の一家の生活の根太を洗った。じかな、むき出しな災禍の作用を現わしている。家財を焼かれた人々の損傷の深さを、ひろ子は東海道、山陽とのつた汽車が西へ来るにつれて思いやつた。けれども、戦争の真の恨みは、どういう人々のところにこそあるだろう。国体論はかくした方がいでしょうかと不安げに訊いた片脚の白衣の人の瞳の底にあった。そして、「後家町」の、ここにある。日本じゅう、幾十カ所かに出来た「後家町」の、無言の日々の破綻のうちにある。(八章)

空襲による直接的な破壊は「家財を焼かれた人々の損傷の深さ」を生み出した。しかし、それは「戦争の真の恨み」ではないという。それはおそらく、焼かれたものが単に「家財」であるならば、復興の中で再び取り戻すことが可能だからだろう。それに対して戦争の真の被害は別のところにあるという。国体論云々というのは、山口に向う途中で出会った傷痍軍人と教育総監部に属する高位の軍人らしき人物との次のようなやりとり

を指している。

「どういふもんでしよう。こういう情勢になりましたから
国体論というような本は、みんな、かくしておかぬけりや
いけないもんでしようか」

ひろ子は、駭きをもつて、その質問をきいた。

あときはああいふ本をかくし、今は又こういう本をか
くす、という風にすぐ気がまわるほど日本人を卑屈にした
のは、何ものであるのだろう。(六章)

ここで傷痍軍人の見せた「卑屈」さは、直接的には占領軍に
対するものだが、作品が問題とするのはそうした卑屈さが占領
の結果としてもたらされたのではなく、すでに彼が身に着けて
しまっていることなのである。それをもたらした「何もの」か
とは、島村が指摘した庶民のエネルギーを抑圧する力と同じも
のだろう。つまり、「播州平野」の描く戦争の被害とは、空爆
や占領によってもたらされたものだけでなく、戦争に向う過
程の中ですでに生み出されたものなのである。別の言い方をす
れば、作品の描く世界はアメリカに占領されるより前にすでに
占領されているのである。そのことを端的にあらわしているの
が八月十五日の玉音放送に関する次の場面である。

支配者たちは、自分たちのこんな敗北さえも、野良や工場

に働く人々には、すぐのみこめないような云いまわしであ
らわした。そこには、何処かで、出来る丈握っている縄の
端を手離すまいと腐心している陰險さがうかがわれるので
あつた。(二章)

ここに描かれている構図はわかりやすい。一方に「支配者た
ち」がおかれ、他方に「野良や工場で働く人々」が対置されて
いる。そして、「敗北」は「支配者たち」のものとして受け止
められている。それはつまり戦争をやっていたのは「支配者た
ち」であり、戦争に負けたのもこの「支配者たち」だという見
方である。

この視点からすれば、アメリカをはじめとする占領軍が直接
の加害者として立ち現われてこないのもうなずける。すなわち
戦争をやっていたのが「支配者たち」である以上、空襲を受
けるのも「支配者たち」であり、「野良や工場で働く人々」は
直接の対象ではなく、そこに捲き込まれる人々として描かれる。
こうした関係性を作品は次のように描いている。

戦争犯罪人という字句をポツダム宣言の文書のうちによん
だとき、ひろ子は、その表現が自分の胸にこれだけの実感
をたたえて、うけとられるとは知らなかった。ひろ子は、
世界の正義がこの犯罪を真にきびしく、真にゆるすことな
く糾弾することを欲した。(八章)

ひろ子がいっどの時点でポツダム宣言を読んだのか作中にはつきりと書かれていないが、例えば八月十五日の新聞にはポツダム宣言の全文が掲載されており、その第十条に「吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては嚴重なる処罰を加へらるべし」とある。ただひろ子の想定している「戦争犯罪人」は、第六条にある「日本国民を欺瞞し之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者」という言葉の方があてはまるだろう。このように「支配者たち」をポツダム宣言の言葉に従って「戦争犯罪人」と呼ぶならば、それを裁く占領国側は「世界の正義」の側に組み込まれる。そのとき、原爆投下や非軍事施設に対する空爆もまた「戦争犯罪」であるとみなすような視点は失われる。そういう構造をこの作品はもっている。

二 「指導者」と「支配者たち」と「庶民」

ところで、このアメリカに占領される以前に「支配者たち」に占領され抑圧されている、という構図は、戦争責任論における「指導者責任感」と呼ばれるものによく似ている。歴史学者の吉田裕は、占領を実質的に担ったアメリカの対日政策の基本は当初「非軍事化」と「民主化」であり、精神的・心理的領域における非軍事化政策の要として日本国民の戦争観の「矯正」

が行われたと指摘している。そのために「大東亜戦争」という呼称を一扫し、かわりに「太平洋戦争史」といえる歴史観が示された。吉田はこの歴史観の特徴を五点あげているが、「軍部を中心にした「軍国主義者」の戦争責任だけが問題にされ、天皇・宮中グループ・財界人・新聞人などの「穏健派」は、「軍国主義者」に対立する勢力としてだけ位置づけられている。特に天皇に関しては（略）対米開戦責任を明確に否定して」おり、「日本国民に関しては、「軍国主義者」が国民に対して「真実」を「隠蔽」したことが強調され、軍国主義的指導者とそれにだまされた国民、という歴史理解が示されている」と指摘している。さらに、こうした「太平洋戦争史観」には当時の日本人の戦争観と重なり合う部分も多かったため、受け入れられていったのではないかと分析している。⁹⁾

この「太平洋戦争史観」で打ち出された「指導者責任感」の「指導者」と、「播州平野」の告発する「支配者たち」というのはまったく同じとまではいえない。作中では玉音放送を「支配者たち」の言葉と呼んでおり、この言葉が「指導者責任感」では免責された人々をも含みこむものであることは間違いない。しかし、そうした違いはあるものの、根本的な構図は共通している。「太平洋戦争史観」を受け入れる余地が、「播州平野」の中には確かにある。

歴史学者の成田龍一は、壺井栄の『二十四の瞳』を取りあげ、これを戦後における戦争の語り方を作った作品であるとした上

で、主人公の大石先生が「あとになって責任を問われるような行為をせずに無傷であり、しかも被害者であるという位置づけがなされている」ことに注目し、そうした「非責任と被害の位置こそ、人びとが自らを戦後において位置づけようとした位置」であったと指摘している。¹⁰ 成田の『二十四の瞳』への言及の多くは、「播州平野」にもあてはまる。ひろ子は思想犯の妻であり、自身も国家から執筆を禁止された小説家である。大石先生に比べればやや特殊な存在かもしれないが、ひろ子はまぎれもなく「非責任と被害の位置」にある存在である。

この「播州平野」はこれまで「思想犯の妻」という限定された立場を「戦争被害者」として戦争に夫を奪われた妻たちという、より一般的な立場につなげることによって作品は一般性を獲得した、と読まれていた。¹¹ 例えば作中に次のような場面がある。

思想犯の妻として、留守暮しをするひろ子のやや特殊であつた妻としての生活は、いつともなく極めて微妙な相似性で、日本じゅうの、数千数百万の妻たちの思いと共通なものとなりはじめた。その妻たちの良人は、みんな外から力ので、いや応なし軍隊に入れられた。どこに進むのか本人にさえ知らされない輸送船につめられて、海峡をこえたり、太平洋をわたって赤道を通つたりさせられた。重吉を、うちからつれて行つた力も、それと全く同じ強権であつた。

(十五章)

しかしこれは逆だったのかもしれない。つまり、夫を兵隊にとられた妻という、当時一般的に見られた立場を「思想犯の妻」という「非責任と被害の位置」へとつなぐことによつて、この作品は広く受け入れられる素地を作つたのではないだろうか。「良人」を戦場へと送り出す「力」と、重吉を思想犯として捕まえた「力」、それを「強権」と呼び、この「強権」による「被害」を受けたものとして同一化する、そういう論理がここにはある。成田は『二十四の瞳』を批判的な意味を込めて「戦後民主主義そのものを描き出した作品」と呼んでいるが、「播州平野」もまた戦後民主主義の負の側面、「指導者責任感」と表裏一体の「庶民被害者史観」といったような、自分たちを戦争の被害者としてのみ思い描くような歴史観を補強してしまう側面があるといえるのではないだろうか。

しかし、そうした問題を踏まえた上で、それでもなお、否定されるべきは被害を訴えることそのものではない、ということも言っておきたい。「指導者責任感」「庶民被害者史観」がある一方で、先ほど引用した吉田は「民間人の戦争被害にも補償を行なうことを原則とした包括的な戦争被害補償法が日本に存在」せず、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」など「軍務を通じて国家と公務員関係にあつた者に対する国家補償の精神に立つた災害補償法」を拡大解釈することで補償したにすぎず、「多くの日本人の戦争被害が、国家による補償のないままに放置さ

れてきた」と指摘している。

本来、加害と被害はどちらか一つしか成り立たないものではなく、重層的な関係をつくる。AとBの関係においてBが被害者であり、BとCの関係においてBが加害者であるとすると、Bを被害者としてのみ語ることは確かに欺瞞であるが、同時にBの受けた被害をなかつたことにもできない。Bは被害者か加害者かを論じるのではなく、Bの置かれた重層的な位置を論じる必要があるのではないか。こうした観点から、「支配者たち」と「野良や工場で働く人々」の関係から戦争の被害を描く「播州平野」の中に、それとは別の被害と加害の関係を探ってみよう。

三 もうひとつの被害と加害

これまで見てきたように、「播州平野」に描かれた戦争の被害にはいくつかの種類がある。ひとつは日本を縦断する旅の中で見た廃墟、空襲による直接的な破壊である。しかし、この作品が「戦争の真の恨み」と呼ぶのは、空爆や占領によってもたらされたものではなく、戦争に向う過程の中で生み出されたものだった。そのような戦争の被害を象徴する存在が、重吉の実家に作られた「軍用道路」だろう。この道路の成り立ちについて、「地方の発展によって膨張して町から市になって来た市ではなく、全く軍事的な目的のために、田圃と畑が一躍市につくられた。徳山市からその新造の市まで五里の間、一本の軍用道路が

貫通されることになった」と説明している。このように、作品は軍用道路と軍事都市が自然やその土地の生活というものを無視して作られたものであることを強調し、その暴力性を何度も描いている。例えばひろ子が重吉の実家を訪ねて数日後、大雨が降り、近くの川が氾濫するのだが、この水害と軍用道路が結びつけられる。

部落に立つて、地勢を覗ればこの出水の直接な原因が、軍用新道であることは明瞭だった。(略) 従来は、山の奥から部落までの間に段々畑、田圃、沼、数限りない溝流れがあり、それは天然の水はけとなっていた。新道は、そういう細々として工合のよい自然の作用を一旦に押し潰し、朝鮮人夫のトロッコで、赤土を堤ともり上げ、砂利をぶちまいた。無計画な伐採、根っこほり、もう何年もなげやりのままの地方治水工事は、僅か数日の豪雨が山から水を押し出すのだが、高い丈夫な軍用新道が出来たおかげで、部落は何のたでもなく、溝の底へ縦におかれたかたちになつてしまった。これまでは、水無瀬川が氾濫して周囲の麦畑を水につけることはあつても、少し高みにある人家にさわりはなかった。(十一章)

この軍用道路と軍事都市は、山口県光市をモデルにしていくと考えられる。光市史編纂委員会編『光市史』によると、

一九三七年末、日中戦争の進展に備えて光井・島田両村の海岸地域に一大海軍工廠を設置する案が海軍内部に起り、それを機に懸案であった町村合併が行われた。新設工廠は一九三八年十一月に「光海軍工廠」と命名されることが内定しており、合併した町の方が工廠にあわせて「光町」とされたという。⁽¹⁴⁾その『光市史』の年表によると、実際に一九四五年九月十七日に島田川で大洪水が起き、死者一〇名、負傷者二〇名の大きな被害を出している。島田川はたびたび氾濫しているが、年表を見る限りでは、このときの洪水はその中でもかなり被害の大きなものであったようだ。

ただ、このときの豪雨は、時期からいって昭和の三大台風にも数えられる枕崎台風によってもたらされたものであり、現実に起きた被害が軍用道路によってもたらされたものなのか、それとも強力な台風によるものなのかは、にわかには判断できない。その点に注意は必要だが、少なくとも物語世界において、この二つ（軍用道路と水害）が結びつけられているのは確かだろう。軍用道路は、もともとの自然がもっていた治水能力を破壊し、その結果として水害が発生する、そういう描かれ方をしている。そして工廠もまたそのような生活を破壊する存在として描かれている。少し長くなるが、ひろ子が工廠を見た場面を引用しよう。

二人はだまってしばらく歩いた。永年の戦争は、この土地から、ここに生れ、ここに育った若者たちを、根こそぎ

よそへ運び出してしまった。その代り、見知らぬ他国から、これまでそこで生活し働いていた場所から否応いわずひきはがされて来た男の群を、新道沿いの部落部落に氾濫させた。

(略)

「何だろう!」

憤りを声に出した。

「まるで、こっじゃないの」

右手で、盤の上の駒を荒々しく刷きのける恰好をした。縫子の家は、そこからじきなのであったが、土着の住民たちの生活は、全く無視されて、横丁のどぶ端へせせこましく追いこまれている。ここでは清潔なアスファルト大通りの上は、迷彩がほどこされ、空虚に、一直線に工廠の門へ通じている。そのロータリーに、安田銀行が、目立つ角店を出していた。

(略)

つきあたりに、古鉄の紙屑籠のようになって工廠の大廃墟がそびえているのであった。

この大通りから一步横丁に曲ると、この十何年来ひろ子が愛着をもって時折歩いた林道、昔少年だった重吉が祭礼の列について走った村の道が、ぼろの布はじのように溝端に押しつけられてのこっていた。ガタガタになっているその町並の中でもまず目に入るのは、ガラス張りの近代風な

銀行であった。それは、三和銀行であった。このせまい界隈に、いくつの銀行ができたというのだろうか。工廠そのものはひしゃげた鉄屑の大集積になってしまった。しかし、これらの銀行はまだまだ生きて音も立てずにその活動をづづけている。

ロータリーのあたりから、古い村町が蒙った変化を観れば、空襲でこの大工廠が跡かたもなく破壊されたことなどは、むしろ、かえって整理の方向への第一段のようにさえ思われた。人々の生活の安定は、とつくにその前に壊されていた。抵抗しがたい暴力がのたうちまわり、住民の生活をはねとばし、直線の大道路をひきまわし、しかも何一つとして完成させないで、突然その狂暴な力は虚脱した。

(十二章)

これまで作品を通して確認してきたことがここに集約されている。「何だろう!」と憤りの声をあげているのはひろ子だが、彼女が憤っているのは空襲を受けたことではない。工廠がその土地で暮らす人々を押しつけるように作られていることに対してである。「空襲でこの大工廠が跡かたもなく破壊され」るよりも前に、「人々の生活の安定は、とつくにその前に壊されていた」と感じるのだ。「古い村町が蒙った変化」とは、ひとつには工廠が出来たことによる物理的な変化があり、それが先ほど見たような水害としてあらわれている。さらに言えば、戦争

によって「この土地から、ここに生れ、ここに育った若者たちを、根こそぎよそへ運び出してしま」うことで生活の基盤を破壊し、その上に工廠はつくられているのである。前章の引用で「良人」たちを戦場に送り出した「外からの力」を「強権」と呼んでいたが、軍用道路と工廠は、そのような「強権」による被害を象徴する存在として描かれている。軍用道路の描き方だけなら、その建設によって水害という被害が生じた、というように道路と「被害」は密接に関係するものの別物として描かれているともいえる。しかし工廠まで視野に入れると、そのレベルを超えて、存在そのものが、「強権」によって従来そこで営まれていた生活空間に加えられた暴力として描かれているといえる。その暴力の前では空襲というもう一つの暴力すら霞んで見えるというのだ。

また、工廠が廃墟となったあとも複数の銀行が稼働していることも象徴的だろう。敗戦によって旧来の生活を破壊してまで工廠を作り上げた「凶暴な力」は虚脱したかもしれないが、しかし工廠を経済によって支えた銀行は「音も立てずにその活動をつづけている」のである。これは、前章で確認した「指導者責任感」が軍部の一部の責任のみを問い、財界人などの穏健派を免責したこと、さらに東京裁判がやがて冷戦を背景に日本の経済力の復興を優先する方向にシフトし打ち切られていくことなどを考え合わせると、軍の象徴である軍事工廠の廃墟に息づく銀行の姿は、作品が描く戦争観を裏切つて、「世界の正義」

として期待された占領軍と、生き残った銀行とが結託していく、その萌芽をも描き出してしまっていると読めるのである。

このように軍用道路と工廠は「強権」による被害を象徴するものとして描かれているが、ここからもうひとつ別の被害のありようをみることができる。先ほどはふれなかったが、ひとつ前の引用に「朝鮮人夫のトロッコで、赤土を堤ともり上げ、砂利をぶちまいた」とあり、軍用道路の建設に朝鮮人労働力が用いられたことを示している。そう考えれば、「見知らぬ他国から、これまでそこで生活し働いていた場所から否応いわずひきはがされて来た男の群」というのは何よりも朝鮮人労働者にふさわしい表現だろう。実際ひろ子は、工廠までの道のりで「新しい朝鮮人部落」が出来ているのを目撃している。

「播州平野」における朝鮮人表象の分析は、はじめにでもふれたようにすでに羽矢みずきが行っている。ただ羽矢は主に解放に浮かれる朝鮮人の若者表象と実体の齟齬を論じており、軍用道路と工廠周辺で描かれる朝鮮人の姿はそれとはまた異なった描き方がされているので、本論であらためて言及する意味はあるだろう。

朝鮮人集落の話は、これより前、水害のときにも少し出ている。浸水がはじまり、ひろ子が重吉の母をつれて屋根から軍用新道の方に逃げたとき、「もうそこに黒い人影が群れていた。朝鮮人の家族が多かった」（十章）という。「石田の家の先に小川が二股になった三角地帯があり、そこに朝鮮人の農家が

あった」（十章）が、今度の水害で「三角地帯にあった朝鮮人の農家はほとんど家の土台まで土地が崩壊した」（十一章）。農業を営んでいるということは、彼らは「人夫」たちとはまた経歴が違うのかもしれない。詳細は書かれていないのだが、しかし断片的な情報からも読み取れることがある。水害について、「これまで、水無瀬川が氾濫して周囲の麦畑を水につけることはあっても、少し高みにある人家にさわりはなかった」とあった。これは逆に言えば、低地にあるらしい三角地の朝鮮人農家は、軍用道路がなくても浸水する可能性のある危険な地域に住んでいたということではないか。少なくとも、避難してきた人々の中に「朝鮮人の家族」が多かったのは、この水害が誰に最も過酷に働いたかをあらわしている。彼ら彼女らの住むことができずたのは、この地域の中で決して安全とは言えない場所だった。

ひろ子は、福島疎開先で、地域の人々が持っている情報が自分の家まで届かないことを敏感に感じていた。それは「富井の一家は、村の農民仲間ではない。中学校の教師でもなかった。その人々から見れば、富井のものが自分たちと全く一つ利害に立って暮しているとは考えられない。そういう立場の反映であった」と説明されている。富井というのはひろ子の父方の実家であるが、地主であり、戦後の混乱を上手く立ち回ろうとする農民仲間からはやわらかに排除されている様子が浮き彫りにされている。このように地主階級と農民との間にある断絶については明確に書かれているが、朝鮮人農家がこの地域の

中でおかれている立場は、あと一步という所にありながら焦点化されることがない。軍用道路とそのままらした水害は、「支配者たち」と「工場や野良で働く人々」という関係とは違った、もうひとつの被害と加害の関係を浮かび上がらせる。軍用道路と工廠が「強権」によってもたらされた被害を象徴するように、小川の三角地は「工場や野良で働く人々」から排除されることによって「朝鮮人」たちが受けていた被害を象徴する。

「播州平野」は、水害を受けた人の多くが「朝鮮人」であったこと、彼ら彼女らが家の土台まで崩れるような危険な地域に住んでいたことまでは書きとめることができた。しかし、それはいったいなぜなのかを問うところまでは進まないのである。富井の家については地域社会の中の断絶を描いて見せたのに対し、「朝鮮人」たちが地域社会の中でどのように位置づけられていたかについては不思議なほど語るところがない。おそらくこれこそ、被害と加害の関係を「支配者たち」と「工場や野良で働く人々」という層でしかとらえていないことの弊害ではないだろうか。

このように考えていったとき、「播州平野」の特徴のひとつとして、「外からの力」に対しては非常に敏感にその傷跡を描きながら、他方で自らの問題として引き受ける視点が弱いことをあげられる。それが端的にあらわれているのが、治安維持法関係の政治犯が釈放されると聞いたときの反応である。

治安維持法関係の思想犯は解放される、とはつきり語られている数行の文字は、ひろ子の心を振りあげた。重吉の事件は、党组织の中に特高課が計画的に何年間にも亘って入れていたスパイの摘発に關していた。偶然、スパイの一人が特異体質の男で、変死した。(略) 事実をとりあげて、社会生活の歴史の中におこった一つの現実としてみれば、そこに何一つ犯罪らしいことは行われていなかった。政治的なたかひの方法において卑劣であり、非道義的な腐敗を示したのは、スパイと、それを飼い、計画を与えた権力者たちの行動であった。人生に経験は浅いかもしいないが、それだけ無私に社会の不合理を改善しようと熱中する若者たちの試みは、歴史の当然の足どりであるものを罪人にするそもそもが、ひろ子には、納得しかねた。(十四章)

仮に、モデルとなった事件のことは問わず、ここに書かれていることを物語世界内の出来事としてすべて受け入れたとしても、語り手の言うように党组织の中に入り込んだスパイを摘発しようとする過程で、その男がたまたま特異体質であり、変死したとしよう。それに対する取り調べや、裁判やその判決がいかに不正なもので、その後の取扱がいかにひどいものであったか、それは当然訴えられるべきものであろう。だが、それはそれとして、変死であろうが何であろうが、一人の人間が命を落としていくという事実を、どのように位置づけているのだろうか

か。「歴史の当然の足どり」と言い切る態度には、たとえ偶然であろうと、一人の人間が死んだという事実に向き合い、その上で不正なことは不正であると糾弾していこうとする、そういう姿勢がないのである。

たとえ、「強権」によって追い込まれた状況だとしても、その中で起きた出来事の責任は自らが引き受けるしかない。「強権」の前では被害者であっても、それぞれの出来事はそれとは異なる被害と加害の関係を生み出す。先にこの作品が「思想犯の妻」という立場を「夫を兵隊にとられた妻」という立場と重ねていると述べた。その重なり合いをこの観点からもう一度とらえ返すならば、もはやその立場は「非責任と被害の位置」とはいえない。重吉は、「思想犯」としては被害者ではあっても、そして法においては無罪であったとしても、特異体質の男が勝手に死んだとして済ませるのか、一人の人間を死なせてしまった責任を引き受けるのかが問われる。ひろ子も一人の人間の死に向き合うことを拒否して「歴史の当然の足どり」と切つて捨てるなら、その責任は問われなければならない。兵隊にとられた夫たちは、例え戦場へ「強権」によって連れ出されたのだとしても、そしてそれがどれほど不正で非道なものであったとしても、連れ出された戦場で犯した罪は、自分たちが引き受けなければなるまい。そして妻たちは、夫が犯した罪とどう向き合いか問われるだろう。¹⁶⁾

スパイとされた男が変死したというエピソードは、実際にそ

こで何があったのかが描写されるのではなく、島村の言う（語り）の評価に塗り固めた形で読者に提示されており、その目的は重吉の擁護にあったことは間違いない。だが、見方を変えるならば、この事件そのものを書かないという選択もありえた。この事件への言及は作中ここだけであり、全体の構成からいえば、必ずしも必然性があつたとはいえない。それは作品の必要性から書いたというより、モデルとした宮本顕治を擁護する必要性から書かれたといえる。このとき、戦争に反対して弾圧された被害者としてのみ描き、そんな事件などなかったことにもできたはずである。だがそうはしなかった。先ほどからくり返しているように、ここには一人の人間を死なせてしまったことに向き合おうとする姿勢はなく、あくまでそういう状況に追い込んだ「権力者たち」（＝支配者たち）を訴え、夫である重吉を被害者として描こうとしている。そのことが、作品の目的からすれば皮肉にも、獲得できたかもしれない「非責任と被害の位置」から滑り落ちるほころびとなっているのである。

このように、「播州平野」とは戦争の被害を描き出そうとする物語である。そこで告発される被害とは、廃墟に象徴されるような直接的な暴力によるものではなく、それ以前に、戦争へと向かっていく過程の中で生み出されたものなのである。それを象徴するものこそが軍用道路と工廠であり、これらは「支配者たち」が「野良や工場で働く人々」に向けた暴力として描かれている。作品は戦争における被害と加害の関係をそのよう

なものと描こうとした。だが同時に、自分たちが受けた被害を描こうとする物語は、そのように焦点化されていない、様々な被害と加害の関係をも浮かび上がらせてしまう。空襲や原爆によって日本中に広がった廃墟は、作品が「戦争犯罪人」を裁く「世界の正義」の側に位置づけたアメリカの、加害者としての側面を浮かび上がらせずにはいられない。軍用道路がもたらした被害は、「支配者たち」と「野良や工場で働く人々」という構図におさまらない「朝鮮人」たちの姿を浮かび上がらせる。「播州平野」は、表層では「支配者たち」と「野良や工場で働く人々」という関係を描きながらも、それにおさまらない「被害」と「加害」が重なり合う空間を書きとめているのである。

注

(1) 『新日本文学』創刊号に第一節が掲載された後、同誌第二号(一九四六年四月)に第二節から第五節まで、同誌第五号(一九四六年十月)に第六節から第十一節が発表されたのち、『潮流』一九四七年一月号に第十六節から第十七節が「国道」と題して発表された。「国道」末尾には『潮流』より先に刊行される予定であった『新日本文学』第六号の刊行が遅れたため最後の部分が前後して出ることになった、と記されている。結局刊行は大幅に遅れ、単行本の方が先に出版することになり、残りの部分の掲載は見送られることになったと第六号の編集後記に書かれている。

(2) 羽矢みずき『播州平野』論——表象としての〈朝鮮人〉、『国文学 解釈と鑑賞』第七一巻第四号(特集 宮本百合子の新しき)、

二〇〇六年四月、一六三ページ

(3) 伊豆利彦「戦後の文学における敗戦の意味」『日本近代文学』第九集、一九六八年十月

(4) 例えば小田切秀雄は「播州平野(剛毅と幸福について)」(『宮本百合子読本』淡路書房新社、一九五七年九月)の中で「この作品が書かれた一九四六年には、まだ戦争の新たな危機、従って未来に向っての新しい戦争犯罪や戦争責任の問題は、宮本百合子によってすらとりあげられるにいたらず(第二次大戦を終らせるためだけならもはや原爆を落す必要がなかったのにアメリカがこれを落したことの深い意味を、わたしは一九五〇年になってから知った。日本はそれによって世界帝国主義の前進基地として確保されることとなり、原爆という新武器の威力も存分にたしかめられたのである。『播州平野』の主人公が、(略)原爆の問題に立入って行っていないことは、今日では作品のよぎなくされた歴史的限界として見のがされないのである」と言い、姉崎和子は『播州平野』(『多喜二と百合子』一九六〇年十二月)で「敗戦直後の日本では誰でもそうであり、共産党もそうであったように、アメリカ帝国主義の植民地化という現実分析は、まだはつきりせず占領軍に対する規定もあいまいであった。」としている。

(5) 宮本顕治「十『播州平野』・『風知草』・二つの庭」『宮本百合子の世界 下』、新日本出版社、一九七五年三月、三〇ページ

(6) 津田孝「播州平野」のこと二、三『赤旗』一九九四年十一月十六日

(7) 島村輝「播州平野」における〈戦争〉の発見『昭和文学研究』第二〇集、一九九〇年二月

(8) 北田幸恵「沈黙と音の〈戦後〉——『播州平野』の方法」『近代文学研究』第六号、一九八九年八月

(9) 吉田裕『日本人の戦争観』岩波現代文庫、二〇〇五年二月、三二―三五ページ

(10) 川村湊他『戦争文学を読む』朝日文庫、二〇〇八年八月、六四―六五ページ

(11) 例えば沼沢和子は「思想犯の妻というひろ子の特殊な立場を戦争被害者というより広い立場に置きかえることにより、私の普遍化を試みてもいる」（沼沢和子「宮本百合子―戦後の出発の時期の問題―」『日本文学』第二六卷十二号、一九七七年十二月）とし、先に引用した島村も「そうした立場に立ったひろ子の感情は、決して特殊な状況にあった人の体験に基づくものとして、特殊なものに描かれてはいない」と指摘している。

(12) この言葉は鳥羽耕史の著述から借りている。例えば『1950年 記録の時代』河出書房新社、二〇一〇年十二月、一〇五―一一二ページで一九五八年に放送されたテレビドラマ版『私は貝になりたい』を分析し、このドラマが「被害者としての国民を構成する」ものであり、視聴者は「自分たちは戦争の被害者であり責任はどこか外にあるのだ」という形で共感し、さらに一九九〇年代以降戦争責任が改めて問われるようになると、このドラマは「くりかえし召喚され、日本の「庶民」こそ被害者だ」という物語を再生産し続けている」と指摘している。鳥羽はこれを「庶民被害者史観の完成」と呼んでいる。

(13) 前掲、吉田裕『日本人の戦争観』二五四―二六〇ページ

(14) 光市史編纂委員会編『光市史』光市役所、一九七五年三月、六九八―七一二ページ

(15) たとえば国際関係史を専門とする荒井信一は『戦争責任論 現代史からの問い』（岩波現代文庫、二〇〇五年六月）で「ニュルンベルク裁判」が「本裁判」のあと「継続裁判」として十二の裁判が行われたのに対し、東京裁判が本裁判だけで打ち切られ

てしまったことを問題として挙げている。「裁判の打ち切りは（略）国際冷戦の激化するなかで、アメリカなどの旧連合国の指導勢力が戦犯裁判や戦争指導者への処罰に急速に熱意を失った結果であった。日本人の戦犯裁判を打ち切るという方針を国策のレベルで画定したのは（略）NSC一三・二という政策文書であった。（略）この政策文書は冷戦の一翼として日本の工業力、潜在的軍事力を復興させるといふ占領政策の方向転換を背景として作成された。」（一九六・一九九ページ）

(16) 一章で確認したように、作品では「戦争犯罪人」を「支配者たち」とほぼ同義に位置づけている。そうなると「戦争犯罪人」|| 「支配者たち」|| 「加害者」であり、「工場や野良で働く人々」|| 「被害者」という関係になり、「戦争犯罪人」と「工場や野良で働く人々」は無関係と言うことになる。だがここには、例えば「野良や工場で働く人々」が「強権」によって戦場に送り込まれ、そこでの行為が戦争犯罪として問われる、そういう可能性が抜け落ちている。ただし、歴史学者の林博史は、BC級戦犯裁判で「一般には、命令に従っただけの下級の兵士まで厳しく裁かれた」という議論が広く信じられている」が、実際には「二等兵や一等兵という最末端の兵士が極刑に処せられることはほとんど皆無であった」と指摘している。その上で「朝鮮人の俘虜収容所監視員のように、軍属で死刑になった者は少なくない。（略）朝鮮人軍属のように二等兵以下の扱いを受けている場合もあり、下級の身分の者が厳しく裁かれたという側面があることも否定できない」という（林博史『BC級戦犯裁判』岩波新書、二〇〇五年六月、六九・七〇ページ）。朝鮮人や台湾人などが、戦犯として裁かれる。第二章で「軍務を通じて国家と公務員関係にあった者」だけが補償の対象とされ、多くの日本人が受けた被害は放置されたことを指摘したが、さらに朝鮮人をはじめ

とするこれらの人々は、軍属でありながら「日本国籍」がない、ということまで補償から外された。そうした中で、戦犯とされたある朝鮮人元監視員は、その不当性を訴えながらも、かつて監視員として接した元捕虜の人々に対して、「加害者の一員」として謝罪している（内海愛子他『泰緬鉄道と日本の戦争責任』明石書店、一九九四年五月）。命令に従っていたから仕方なかったとするのではなく、自らの被害を訴えながら、自分も加害者であったことを認める、そういう加害と被害の重層性への向いあい方がここに示されている。

※作品の引用は『宮本百合子全集 第六卷』（新日本出版社、二〇〇一年十一月）に拠った。